

相談支援に関する Q&A (令和 4 年 6 月 24 日)

【 目 次 】

1. 事務処理要領	p2
(1) 「支給申請兼利用者負担額減額・免除等申請書」の書き方	
(2) 施設入所者の場合「利用者負担に関する事項」等の手続き	
(3) 受給者証の取り扱い	
2. モニタリング	p3
(1) サービスを利用していない場合	
(2) 児童のモニタリング	
3. 報酬関係	p4
(1) 契約変更した場合	
(2) 集中支援加算の考え方	
(3) サービス提供時モニタリング加算	
(4) 終了しているケースへの対応の場合	
(5) 基本報酬算定月以外の業務の評価	
(6) 機能強化型基本報酬の算定要件	
4. 強度行動障害調査の方法等	p5
(1) 児童の個別サポート	
5. 加算算定のタイミンガー一覧	p6
6. 市町村より連絡事項	p6
(1) 新型コロナ関連 通所生活介護事業所が休業になった場合	
(2) 児童のモニタリングについて	

1 事務処理要領

(1) 「支給申請兼利用者負担額減額・免除等申請書」の書き方

・申請に係る具体的な内容、申請に関する減免の種類、世帯状況収入申告書の記入の範囲について改めて説明してほしい。

(答) 申請者情報(氏名・生年月日・居住地・電話番号)・サービス利用の状況・申請するサービスの確認をお願いします。新規・サービス内容や支給量の変更がある場合は、申請に係る具体的な内容欄への記載をお願いします。

主治医の欄・申請書提出者及び同意欄(一番下欄)への記載をお願いします。

申請する減免の種類は空欄でかまいません。

世帯状況・収入等申告書については世帯の状況・申請書提出者(一番下欄)への記載をお願いします。

サービス更新に伴う申請書提出の際は、申請者の収入の状況については空欄でかまいません。

(2) 施設入所者の場合「利用者負担に関する事項」等

・更新時期の手続きの流れについて、市町村より相談員に更新申請書が届く形になっているが、申請に添付する書類などすべて施設で用意して市町村に提出している現状である。相談員は書類を作成するのか? Tel で期間の更新を依頼するだけで良いのか? 改めて手順を説明してほしい。

(答) 障害者支援施設入所者等の利用者負担額特別給付費の手続きについては、ほとんどの方が相談支援員を通さず、施設または保護者あて申請書を送付しています。

(申請処理後も事業所あてのみ変更箇所の受給者証を発行しています)

本手続きに関しては相談員で資料を作成するものではありません。ただし、サービス更新と同月である場合は、計画書の提出が必要となります。

(3) 受給者証の取り扱い

・サービス利用が終了した方の受給者証は市町村へ返却が必要か?

(答) 受給者の資格がなくなった時には、できるだけこの証を市町村に返却ください。

2 モニタリング

(1) サービスを利用していない場合

・就労事業所の通所をしていない等の場合も本人とのモニタリングをする形で良いか？
障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用が
なかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか？

(答) 計画相談は、あくまで障害福祉サービス利用に伴うものであり、計画性をもってモニタリング月の設定をお願いします。よって、就労事業所の通所をしていない等の場合も計画で設定しているモニタリング月には本人とモニタリングを行うなどケース対応をしてください。

就労支援事業所へ通所できていない理由等によって計画相談支援の継続及び取り消しを判断します。

・入院中はモニタリングができないためしない形で良いか？

(答) 入院中はモニタリングを実施なしでかまいませんが、退院時や在宅での生活となる際は調整等をお願いします。

(2) 児童のモニタリング

・家族の都合（仕事、コロナなど）で面談ができない場合、療育事業所との支援：情報共有のみでモニタリングとしてよいか？月変更して次の月に調整させてもらって実施する形がよいのか？

(答) 児童のモニタリングにおいては、保護者・療育事業所からの聴き取り・情報の共有などの対応をお願いします。コロナや保護者の就労等の理由において面談ができない場合、モニタリング月の調整はかまいません。

また、児童のモニタリングにおいては、保護者・療育事業所とのやりとりだけでなく児童の様子（発達の伸び）もみていただきたいと思っています。

3 報酬関係

(1) 契約変更した場合

・障害福祉サービス等の支給決定の終期月等において継続サービス利用支援を行った後に、別の指定特定相談支援事業者が同一の月にサービス利用支援を行った場合、契約変更前に指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を、契約変更後の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を算定できるか？

(答) 算定できません。どちらの事業所が算定するか調整をお願いします。

(2) 集中支援加算の考え方

・家族全体に支援が必要なケース（本児、兄、母親にそれぞれに何かしらの支援が必要）で対象児童が入院している場合、この間も母、兄への関りが必要と考えるが、集中支援：訪問として算定できないか？

(答) 事業者ハンドブック（報酬編）には「利用者及びその家族と面接を月2回以上実施した場合」と記載があるが、利用者の入院等やむを得ない事情により、家族のみ面接した場合の取扱いについて、現在県へ照会中。

(3) サービス提供時モニタリング加算

・事業所では、複数の相談支援専門員で、各利用者の情報を共有し、関わっています。計画作成者以外が、事業所を訪問してサービスの提供状況を確認した場合でも、サービス提供時モニタリングの算定は可能でしょうか？

(答) できるだけ計画作成担当者による対応が望ましいが、サービス提供状況の確認（事業所・本人との面接）を実施し、確認結果を記録として残しているのであれば、算定可。目的及び利用者との信頼関係をもった上での実施をお願いします。

(4) 終了しているケースへの対応の場合

・計画相談の支給期間を更新していない、終了としたケースで退院前など会議の相談、改めての相談などへの対応、期間が切れていても一度担当をされていて、本人や病院から参加依頼があると断れないところがある。ただ業務上大変な部分である。在宅で生活されている中断の方も同様。

(答) 事業所での判断となるかと思えます。

支給期間を更新していない場合、相談支援の対応はできない。

期限が切れていても相談などへの対応が必要な場合は、市町村で廻りにはなるが支給の継続の決定をしていただく必要があります。

(5) 基本報酬算定月以外の業務の評価について

・入院時情報連携加算、集中支援加算、居宅介護支援事業所等連携加算は、基本報酬を算定していない月でも請求可能でよろしいか？

(答) 入院時情報連携加算は、基本報酬を算定していない月でも算定可。

集中支援加算、居宅介護支援事業所等連携加算は基本報酬を算定していない月のみ算定可。

(6) 機能強化型基本報酬の算定要件

・要件の中で、「協働するすべての事業所同一市町村又は圏域の地域生活拠点等であること」とあるが、地域生活拠点に限定せず、同一市町村間の事業所において協定を締結していれば良いか？

(答) 地域生活拠点に限定せず、協働体制を確保する事業所間において協定を締結していれば算定は可能。

4 強度行動障害調査の方法等について

(1) 児童の個別サポート

・強度行動障害調査の方法について、子ども分野でもお話していただきましたが、再度全体への周知を兼ねてご説明をお願いしたい。

(答) P7 参照

5 加算算定のタイミング一覧

加算種別	単体で算定	サービス利用支援費請求時の併せて	継続サービス利用支援費請求時に併せて
初回加算	—	○	—
入院時情報連携加算	○	○	○
退院・退所加算	—	○	—
居宅介護事業所等連携加算	○	—	—
医療・保育・教育機関等連携加算	—	○ (初回加算、退院・退所加算算定の場合は除く)	—
サービス担当者会議実施加算	—	—	○
サービス提供時モニタリング加算	○	○	○
行動障害支援体制加算 要医療児者支援体制加算 精神障害者支援体制加算 ピアサポート体制加算	—	○	○

6 市町村より

(1) 新型コロナ関連

- ・通所生活介護事業所が休業になった場合の臨時的なサービス提供の取り扱いについて

→相談支援専門員は休業の期間によっては、利用者に同居家族がいても在宅生活状況を把握し、必要なサービスの調整などの支援をお願いします。

(2) 児童のモニタリングについて

- ・放課後等デイサービスの利用をしているケースにおいて、事業所で児童への不適切な声掛けや叩くなどの事例がありました。

(このケースの場合、モニタリング時の際に相談支援専門員が本人に対して面談を行っていなかった点が課題としてあげられる。)

→モニタリングの際には、本人および家族へも面談をお願いします。

サービス利用について、気持ちのききとりや満足しているのか、職員の声掛けなどで困っていることは起きていないか等の確認をしてください。

必要に応じて本人および家族の困りごとや要望において、事業所からも状況をききとり、改善を必要と判断する場合は適切な対応をお願いします。

判断に迷う場合など市町村や基幹相談支援センター等へ相談ください。